

特殊索道事業運送約款

(適用範囲)

- 第1条 当事業団の経営する特殊索道事業に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。
- 2 当事業団がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約による。

(係員の指示)

- 第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

- 第3条 当事業団は、第4条の規定により運送の引き受け又は継続を拒絶する場合を及び第5条の規定により運送を制限する場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

(運送の引受け及び継続の拒絶)

- 第4条 当事業団は、次の事項のいずれかに該当する場合は、運送の引受け又は継続を拒絶する。
- (1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
 - (2) 当該運送に適する設備がないとき。
 - (3) 当該運送に関し、申込者から、当事業団で対応できない特別な負担を求められたとき。
 - (4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
 - (5) 天災その他やむを得ない事由により運送上の支障があるとき。
 - (6) 係員の指示に従わないとき
 - (7) 旅客が索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年運輸省令第16号）第40条1項に規定する物品を所持する時。
 - (8) 旅客が泥酔したもの又は小学生未満であって、運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
 - (9) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の初見のある者であるとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合の他、正当な事由のあるとき。

(運送の制限等)

- 第5条 当事業団は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は当事業団の都合により、全部または一部の索道の運送を制限又は停止することがある。
- 2 当事業団は、前項の規定による制限又は停止をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の営業所（以下「営業所等」という。）及び当該索道の停留所に掲示する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

(リフト券の所持)

- 第6条 旅客は、リフト券を所持しなければ乗車できない。

(リフト券の発売)

- 第7条 当事業団は、リフト券を出札所等において発券する。

(リフト券の効力)

- 第8条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

ただし、回数券等は、当該リフト券を同一人が専有して使用する場合に限り有効とする。

- 2 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改、変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったリフト券は無効とする。
- 3 岡谷市がその運賃を変更した場合、変更前において発券したリフト券は、変更後の価格との差額を支払うことにより、有効とする。ただし、変更後の金額が変更前より減少した場合には、この差額を当事業団が旅客へ支払う事はしない。

(リフト券の提示及び入缺)

第9条 当事業団は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認、入缺又は回収する。

(運賃及び適用方法)

第10条 当事業団が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、出札所等に提示した別掲運賃表による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第11条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、途中降車等の安全措置を講じ、運行再開後における有効リフト券の無償交付等当事業団の責任による必要な運送継続の措置を行う。

(運賃の払戻し)

第12条 天災及び当事業団の責により索道の運行ができないときは、その内容により払戻しを行う。ただし、索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条による風雨時の安全確保の為の一時的な運転中止の場合は、この限りでない。

(リフト券の再発行)

第13条 当事業団は、旅客がリフト券を紛失した場合、リフト券の再発行をしない。但し、災害その他の事故によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出した時は、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。

(責任者始期及び終期)

第14条 当事業団の運送に関する責任は旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第15条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) いすを揺らさない
- (2) いすから飛び降りない
- (3) その他安全運送を妨げる行為をしない
- (4) 非常停止して運転再開ができないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従う

(旅客に対する責任)

第16条 当事業団は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

- (1) 索道の運行に関し、当事業団が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等証明されたとき。
- (2) 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。
- (3) 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合において運送を行う時。

(4) 運送に伴い生じる振動その他の事情により生命または身体に重大な危険が及ぶ恐れがあるものの運送を行う時。

(携帯品等に関する責任)

第17条 当事業団は、旅客の運送に関して生じた、携帯品等の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又はき損が当事業団の過失によるものと証明されたときはこの限りではない。

(異常気象時等における措置に関する責任)

第18条 当事業団は、天災その他当事業団の責に帰すことのできない事由により運送の安全確保のため一時的に運転中止、その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償しない。

(旅客の責任)

第19条 当事業団は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当事業団が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

令和3年10月21日
公益財団法人おかや文化振興事業団
鳥居平やまびこ公園